

仕 様 書

総合企画局総合政策室
政策総務担当
(担当 村山・舟橋)
(TEL : 075-222-3033)

件 名	ガラス扉への目隠しフィルムの貼付
履 行 期 限	令和7年7月11日
契 約 条 件	1 調達内容 ガラス扉への目隠しフィルムの調達及び貼付一式 2 数量及び寸法 両開きガラス扉×2カ所（ガラス面 計4面） ・ガラス面の大きさ 高さ約1,960mm × 幅 約700mm 2面 高さ約1,960mm × 幅 約670mm 2面 ※幅700mmと670mmが対となった両開き扉 3 調達の背景及び目的 京都市役所の北庁舎が完成し、供用が開始されたことに伴い、本庁舎と北庁舎の接続部分のガラス扉に目隠しフィルムを貼り付けるもの。 4 履行場所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所本庁舎東ウィング3階及び4階の北側執務室内 北庁舎との接続部にある両開きガラス扉 貼付けの施工箇所は別紙位置図及び写真のとおり 5 履行に当たり調達する物品に求める主な仕様・規格 スリーエムジャパン株式会社製「クラウドファサラ」同等品以上 ※透過度等については、施工前に本市担当者と協議すること。 7 諸条件 (1) 据付（フィルムの貼付）について ア 落札業者は、現場にて全ての窓枠等を確認のうえ、据え付けること。ガラス扉外側（北面）には飛散防止フィルムが施工済みのため、内側（南面、執務室側）からの貼付となる。 イ 据付に当たっては、建物、施設及び他の機器に破損や汚損等の損害を与えないよう十分注意し、必要な養生を行うこと。万一、損害を与えた場合は、速やかに本市担当者に報告のうえ、原状復旧すること。また、その費用については落札業者において負担すること。 ウ 据付に当たっては、安全管理に十分注意して実施すること。 エ 物品の梱包材等、納入に際して発生したゴミ等については、すべて納入業者が関係法令等に従い処理し、清掃を行うこと。 (2) その他 ア 本市担当者による完了検査に立ち会うこと。据付日程及び検査日程については、別途協議のうえ決定する（いずれも平日を想定）。 イ 搬入、据付、調整作業に要する一切の費用は、本調達に含まれるものとする。 ウ 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、本市担当者と協議のうえ決定することとする。

位置図

以下は本庁舎東ウィング4階を表しています。赤い箇所が両開き扉の位置です。3階も同じ位置です。

